社労士 ふ く し ま 月間情報 No.190

2013.5 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252

発行担当者　副会長　菅野　隆　福島市御山字三本松 19-3

http://www.fukushima-sr.jp/　TEL０２４－５３５－４４３０

E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P１　県会情報　・総会のご案内
・年金・労働総合相談所

P2　連合会情報　・電子申請アンケート調査
・連合会ＨＰ会員専用ページ情報

P2　関係機関だより　・福島労働局　・厚生労働省　・金融庁
～3　・協会けんぽ　・社会保険ふくしま

P3～ 事務局だより

P3　政連だより

P5～ 理事会報告

県　会　情　報

１．　総会のご案内

平成 25 年度の総会の日程についてお知らせいたします。

日　時　　平成 25 年 6 月 7 日（金）午前 10 時 30 分～

場　所　　ホテルサンルート白河（白河市）

後日開催通知、議案書等を送付いたします。

多数のご出席をお願いいたします。

※役員改選による会長選挙立候補受付

平成 25 年 5 月 23 日（木）10：30～12：00　県会事務局

２．　年金・労働総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
24 年度実績	12 件	12 件	7 件	7 件
4/24(水)	1 件	1 件	1 件	1 件
今年度実績	1 件	1 件	1 件	1 件
総計	H15.6～25.4　135 件		19.7～25.4　84 件	

相談員　山田正男／菅沼恒博

【次回相談日】　5月22日(水)　相談員　滝川洋子／宍戸宏行

連合会情報

１．　電子申請に関するアンケート調査について

厚生労働省では、電子申請の利便性向上を図るため、以下のとおり電子申請に関するアンケート調査を実施しています。

連合会ＨＰ「電子申請情報」でもご案内しております。電子申請をより一層使いやすいものとするため、ぜひアンケートにご協力ください。

【実施期間】

平成 25 年３月８日（金）～５月 17 日（金）

【回答方法】

下記厚生労働省ホームページよりご回答ください。

http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/enquete/

２．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。

http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 職域におけるウイルス性肝炎対策に関する協力の要請について
- 貨物自動車運送業者の社会保険の加入状況に係る情報提供の活用について
- 平成 25 年度全国安全週間の実施に伴う協力依頼について

＜トレンドボックス＞

- 労災保険給付等における支払機関の一部変更に係る周知について（お願い）

関係機関だより

1.　平成25年度労働保険の年度更新・・・福島労働局

労働保険の年度更新の申告・納付手続は 7 月 10 日 までにお願いします。

厚生労働省

2.　雇用促進税制をご活用ください（P8～9）

3.　改正高年齢者雇用安定法の施行に伴う雇用保険被保険者離職証明書の様式改正について(P10)

詳細については別紙をご覧ください。

（2月21日第2回研修会関係資料）

4.　「キャリア支援企業表彰2013」について

厚生労働省では、昨年度から、キャリア支援企業（人を育て、人が育つことに重点を置いた取り組みで成果を上げている企業）の理念や取り組み内容を広く啓発、普及するための表彰事業を実施しています。

募集受付期間：2013年5月20日（月）～6月30日（日）消印有効

詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002zd6w.html

5.　中小企業等に対する金融円滑化対策について・・・金融庁

金融庁・財務局では借り手の皆様からの様々なご質問やご相談にお答えするため「中小企業等金融円滑化相談窓口」を、各財務局・財務事務所等に設置し、個々の借り手の皆様からのご相談等をお受けしております。また、中小企業金融円滑化法は本年3月末に期限を迎えましたが、「中小企業金融円滑化法の期限到来にあたって講ずる総合的な対策」に掲げた施策を関係省庁と連携し積極的に推進しております。

詳しい内容については下記ホームページをご覧ください。

http://www.fsa.go.jp/policy/chusho/enkatu.html

6. 月刊健宝、メールマガジン配信

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

7. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

県会HP　（http://fukushima-sr.jp）への月間アクセス数情報

４月１日～30日　総アクセス数 993　（内訳：新規　548 リピーター　445）

※　会費納入のお願い

平成25年度会費等について、納入期限が**４月30日（火）**になっております。お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

会務報告及び予定

4月	4日	第3回広報委員会、第3回業務委員会（事務局）
	9日	第1回選挙管理委員会（事務局）
	11日	第1回電子化推進特別委員会、年金労働総合相談所第1回正副所長会議（事務局）
	18日	関東甲信越地域協議会春季定例会議（伊香保温泉）
	19日	福島支部総会（福島テルサ）被災者支援無料相談会相談員研修会（事務局）
	23日	監査、第3回総務委員会（事務局）
	24日	第120回年金・労働総合相談所（事務局）
	26日	郡山支部総会、いわき支部総会、相馬支部総会
5月	1日	第5回理事会、第5回幹事会（福島グリーンパレス）
	10日	中小企業相談支援事業推進委員会、研修会（事務局）
	17日	土地家屋調査士会総会（スパリゾートハワイアンズ）
	17日	東北年金事務所と定例打合せ会議（東北福島年金事務所）
	22日	第121回年金・労働総合相談所（事務局）
	23日	会長選挙立候補受付、第2回選挙管理委員会（事務局）
	24日	行政書士会総会（会津東山温泉　御宿東鳳）
	25日	司法書士会総会（ホテル辰巳屋）
	30日	全国労働保険事務組合連合会福島支部第42回通常総会（杉妻会館）
6月	5日	全国政連幹事会（東京會舘）
	6日	連合会理事会（東京會舘）
	7日	第36回定時総会、第33回定期大会（ホテルサンルート白河）
	12日	北海道・東北地域協議会定例会（仙台市）

※会員異動報告については、次ページをご確認ください。

政連だより

会費納入のお願い

平成25年度会費について納入期限が**4月30日（火）**になっております。お忘れの方は至急納入くださるようお願いいたします。

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾞｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	郡山	4/15 付 法人の社員	ﾈﾓﾄ ｲｻﾑ 根本勇	社会保険労務士法人 TMC 福島 須賀川市岡東町 98 TEL 0248-72-3008 FAX 0248-72-3009
		5/1 付 開業	ﾀｹﾏﾀ ｼﾎ 竹俣志保	竹俣社会保険労務士事務所 郡山市富久山町久保田字古町 120 TEL 080-5304-3181
	いわき	4/15 付 法人の社員	ﾀｹｵ ｼﾝｲﾁ 竹尾伸一	社会保険労務士法人 HRM 総合事務所 いわき市小名浜諏訪町 5-16 TEL 0246-53-3631 FAX 0246-53-3749
		4/15 付 勤務	ｵｻﾉ ﾖｳ 小佐野陽	あすか社会保険労務士法人 いわき市平谷川瀬字仲山町 10-1 ｸﾞﾗﾝ SATOL FL TEL 0246-38-9001 FAX 0246-24-3243
	相馬	P25	社会保険労務士法人 くさの	南相馬市原町区北新田字一ノ坪 23 TEL 0244-23-3265 FAX 0244-23-3313 (代表社員)草野英夫(社員)草野きみ子,草野智正
【付記】	郡山	P11	塚原千賀子	特定社会保険労務士（4/15 付）
		P22	川下惠三	特定社会保険労務士（4/15 付）
	会津	P14	佐藤洋一	特定社会保険労務士（5/1 付）
	いわき	P16	後藤惠子	特定社会保険労務士（4/15 付）
		P17	鈴木麻衣子	特定社会保険労務士（4/15 付）
【変更】	郡山	P10	後藤烈史	郡山→会津 会津若松市門田町黒岩字城南 139-1 TEL 0242-85-6623 FAX024-505-4049
		P22	若林峰男	連絡先：郡山市安積町荒井字馬放場 11-14 TEL 024-946-2222
	会津	P23	吉津文裕	勤務先名称・所在地・電話・FAX 番号 日本郵便株式会社朝日郵便局 南会津郡只見町黒谷御蔵前 1095-1 TEL 0241-84-2020 FAX 0241-84-2229
	相馬	P19	草野英夫	開業→法人社員：社会保険労務士法人くさの
			草野きみ子	
			草野智正	勤務→法人社員：社会保険労務士法人くさの
【退会】	白河	P20	中島裕幸	3 月 31 日付登録抹消
			鈴木政憲	3 月 31 日付登録抹消

第５回　理事会（３月 15 日書面）報　告

１．　会費減免について（会則第 34 条第 3 号）

理事総数　　１８名
反　　対　　０名
賛　　成　　１８名
＜意見＞　　・状況が良くなっていないから

理事１８名全員の賛成をもって、会費減免規程及び東日本大震災被害による会費減免基準により平成 24 年度会費の減免を承認した。

よって、規程に基づき本人及び支部長に通知するとともに、連合会にも連合会会費の減免申請を行う。

第６回　理　事　会　報　告

日　時　平成25年５月１日（水）
場　所　ホテル福島グリーンパレス（福島市）
出席者　理事15名　鈴木会長、金子・菅野・冨田・宍戸副会長、草野・武田常任理事、
佐藤・菱沼・久井・大原・齋藤・箱崎・中目・長倉理事
監事２名　立島、川村監事
顧問２名　佐藤、木村顧問
欠席者　理事３名　星・馬場・蓬田理事

報告事項

・ 街角の年金相談センター福島について、４月１日からセンター長に渡邊氏を任命し、業務体制を変更した。
・ ４月から月１回浪江町役場において日本年金機構との委託契約による年金出張相談を開始。初回４月23日は５件の相談。今後は、役場より住民への広報、周知が更に図られる。
・ 情報提供に関する調査結果について、理事会として３月末に回答を行った。
・ この間、各委員会で24年度の総括と25年度の事業計画案及び予算案について審議が行われた。
・ その他省略

審議事項

１．　会費減免について（会則第34条第3号）

平成 24 年３月 31 日付退会の文書の提出があった元会員について、再三、登録抹消申請書の提出を求めていましたが、ようやく所定の様式による登録抹消申請と平成 23 年度下期会費の減免申請が提出された。本人とも面談し平成 24 年３月 31 日で退会の意志であったこと、87 歳と高齢で業務を行うことができないこと、登録即入会制の認識がなかったことのため手続きが遅れたことを確認し、平成 24 年３月 31 日に遡及して登録抹消及び会費減免規程第２条第３項に基づく会費の減免を承認した。

また、平成 25 年３月 31 日付登録抹消の退会会員からの未納会費の会費減免申請については、病気療養によって業務ができなかった期間、震災による家屋の半壊の状況等を調査、確認したうえであらためて検討することとした。

２．　平成24年度事業報告及び決算について

(1)　事業報告書及び決算について

事業報告については、１年間の事業の内容について確認。

収支決算については、連合会の震災復興補助金等の災害支援収入が減少、その他臨時的な会議・業務等により単年度では支出超過であった。

監事より４月 23 日実施した監査の結果について報告された。

(2)　委託事業の精算（決算）報告について

試験事務、街角の年金相談センター、中小企業相談支援事業、労働条件審査・診断事業、福島県震災遺児等家庭相談支援事業、希望者全員 65 歳雇用確保達成事業、地域社会保障教育推進事業の精算（決算）について確認した。

福島県震災遺児等家庭相談支援事業の差引残額については、継続となっている相談・説明業務の費用、フォローの活動費費用として繰り越すこととした。

３．　平成 25 年度定時総会に係わる事項について

(1)　24 年度事業計画（案）及び予算案について

震災、原発事故等による被災者と中小企業の支援の継続、第８次法改正への取り組み、会員の資質の向上等研修会の充実と参加率の向上、労働条件審査の実施と自治体等への導入の働きかけ、経営労務監査の推進、ＡＤＲ及び相談所の実績向上と広報の強化、街角の年金相談センターの内容とサービス及び相談実績の向上、成年後見制度への取り組み、電子申請の利用促進等々の事業計画（案）について決定、並びにこれら事業執行に伴う予算（案）について決定、総会に提案する。

(2)　定時総会の日時等について

日　時　平成 25 年６月７日（金）　11：00 開始

場　所　ホテルサンルート白河

今総会は、役員改選の議案があるため午前 11 時に開会し、午後から議案審議とする。

総会の次第等スケジュール、招待者、表彰者、役割分担等々を決定した。

４．　支部細則の改正について

郡山支部総会において支部規約の改正が行われたことに伴い、県会支部細則第６条（役員）副支部長について、下記のとおり改正することを承認した。

改正前　　副支部長　２名以内

改正後　　副支部長　３名以内

なお、平成 25 年４月１日に遡及して施行する。

５．　東日本大震災復興支援事業の取り組みについて

被災会員への支援並びに県北、いわき、郡山等地域の主な被災者仮設住宅を中心とした巡回無料相談会、被災者、中小企業を対象とした復興支援セミナー及び年金・労

働総合相談所の毎週の相談活動（ただし、第４水曜日を除く）を実施し、引き続き復興支援を行う。費用については、連合会に援助を要請する。

６．　労働条件審査の取り組みについて

25 年度においても引き続き福島県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）からの労働条件審査（診断）委託業務を実施する。また、24 年度に行った自治体へのアンケートをもとに関心を示した自治体への働きかけを急ぎ、関係機関・事業主団体等への労働条件審査導入の提案・広報を行う。前記の業務を行ううえで、法改正や実施対象の状況に対応し、マニュアル等の整備を図るとともに、民間事業所や関与先における労働条件審査についての推進を図る。

７．　成年後見制度の取り組みについて

司法書士等を講師に成年後見制度の概要、倫理、実務等について 30 時間相当の研修の準備、そして、一般社団法人社労士成年後見センター（仮称）の設置に向けた取り組みを進める。

８．　第９回特別研修について（会則第 34 条第 1 号）

第９回特別研修について、中央発信講座及びグループ研修の日程等について下記のとおりとし、総括・実施責任者については、新体制となってから理事が担当することを確認した。

日程　　中央発信講座
　　9 月 28 日（土）、10 月 5 日（土）、6 日（日）、12 日（土）、13 日（日）
　　グループ研修
　　10 月 20 日（日）、26 日（土）、27 日（日）
場所　　コラッセふくしま（福島市）

９．　平成 25 年度委託事業について

街角の年金相談センター福島、県社協の労働条件審査・診断事業、中小企業支援事業（福島県最低賃金総合相談支援センター）、年金相談窓口等の運営業務（浪江町の出張相談を含む）等を実施することを確認した。

県社協の労働条件審査・診断事業は、県社協の意向等も配慮、調整し進める。

中小企業支援事業の新規応募の専門家（社労士）については、研修を行ったうえで、事業所への派遣については、コーディネーターが１～２回同行する。

１０．　その他

(1)　自主研究会への支援について

障害年金ワーキングチーム（24年度から継続）、老齢年金ワーキンググループからの申請について、自主研究支援金支給要綱に基づき支援が承認された。

(2)　その他　略

（事業主の方へ）

雇用促進税制を、ご活用ください！

雇用者を１人増やすごとに**40万円**の税額控除を受けられます

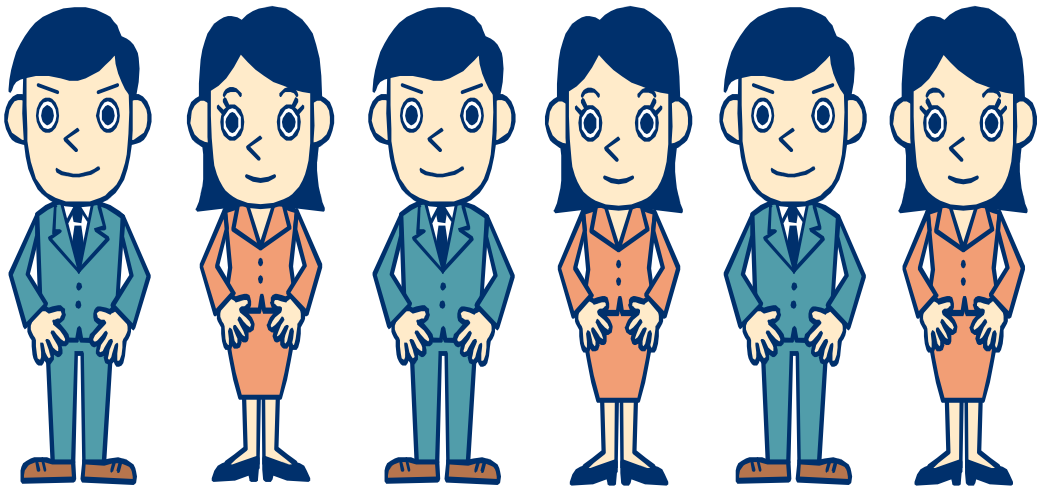

◆　雇用促進税制とは、**適用年度中※1に、雇用者数を5人以上（中小企業は2人以上）かつ10%以上増加させる**など一定の要件を満たした事業主が、法人税（個人事業主の場合は所得税）の税額控除※2の適用が受けられる制度です。

◆　**雇用者数の増加１人あたり40万円の税額控除**が受けられます。

◆　適用を受けるためには、あらかじめ
「雇用促進計画」をハローワークに提出する必要があります。

※１　平成25年4月1日～平成26年3月31日までの期間内に始まる各事業年度。
個人事業主の場合は、平成26年１月１日から平成26年12月31日まで。
以下、「適用年度」といいます。

※２　当期の法人税額の10%（中小企業は20%）が限度になります。

◆税額控除を受けるためには、雇用者数の増加のほかにも一定の要件を満たす必要があります。

詳細は裏面をご覧ください

厚生労働省　都道府県労働局

LL250401政01

対象となる事業主の要件

□ 青色申告書を提出する事業主であること

□ 適用年度とその前事業年度※1に、事業主都合による離職者※2 がいないこと

※1　事業年度が1年ではない場合は、適用年度開始の日前1年以内に開始した事業年度。

※2　雇用保険一般被保険者および高年齢継続被保険者であった離職者が、雇用保険被保険者資格喪失届の喪失原因において「3 事業主の都合による離職」に該当する場合を指します。
高年齢継続被保険者とは、65歳に達する日以前に雇用されていた事業主に65歳以降も引き続いて雇用されている人で、短期雇用特例被保険者や日雇労働被保険者ではない人をいいます。

□ 適用年度に雇用者(雇用保険一般被保険者)の数を５人以上(中小企業※1の場合は２人以上)、かつ 、10%以上増加※2させていること

※1　中小企業とは以下のいずれかを指します。（詳細は租税特別措置法第42の4および同法施行令を参照）
・資本金１億円以下の法人
・資本もしくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1000人以下の法人

※2　雇用者増加数は、適用年度末日と前事業年度末日の雇用者数の差です。

$$雇用増加割合＝\frac{適用年度の雇用者増加数}{前事業年度末日の雇用者総数}$$

●平成25年4月1日以降に始まる事業年度分からは、適用年度以前から雇用していた人を、適用年度途中に高年齢継続被保険者として引き続き雇用し、その年度末まで雇用していた場合、雇用者数として扱うことできるようになりました。

□ 適用年度における給与等※1の支給額が、比較給与等支給額※2以上であること

※1　給与等とは、雇用者に対する給与であって、法人の役員と役員の特殊関係者（役員の親族など）に対して支給する給与および退職給与の額を除く額をいいます。

※2　比較給与等支給額 ＝ 前事業年度の給与等の支給額＋
（前事業年度の給与等の支給額 × 雇用増加割合 × 30%）

□ 風俗営業等※を営む事業主ではないこと

※「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に定められている風俗営業および性風俗関連特殊営業（キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、麻雀店、パチンコ店など）

確定申告までの流れ

①雇用促進計画を作成・提出

適用年度開始後2か月以内に、雇用促進計画を作成し、ハローワークに提出してください。

雇用者の新規採用を支援します。最寄りのハローワークにご相談ください！

→

②雇用促進計画の達成状況の確認

適用年度終了後2か月以内（個人事業主の場合は3月15日まで）に、ハローワークで雇用促進計画の達成状況の確認を求めてください。

※確認に約2週間（4月・5月は1か月程度）要しますので、確定申告期限に間に合うよう手続きをお願いします。

→

③税務署に申告

確認を受けた雇用促進計画の写しを確定申告書等に添付して、税務署に申告してください。

<お問い合わせ先>

●雇用促進計画の作成・確認について：本社・本店を管轄する労働局またはハローワーク
●税額控除制度について　　：最寄りの税務署

（事業主の方へ）

お知らせ

（新様式用）

平成２５年４月１日から「雇用保険被保険者離職証明書」の離職理由欄（定年による離職部分）が変わります

従業員が離職した場合、本人が雇用保険の被保険者でなくなった日の翌日から10日以内に、事業主は、「雇用保険被保険者資格喪失届」と「雇用保険被保険者離職証明書」を管轄のハローワークに提出する必要があります。

平成25年4月1日に改正高年齢者雇用安定法が施行されるのに伴い、同日付けで「雇用保険被保険者離職証明書」※の「離職理由」（定年による離職部分）欄を、下記のとおり変更します。

※　新様式には、右下に「25.04－新」またはそれ以降の年・月が印刷されています。
平成25年4月1日以降も、当面、改正前の旧様式（右下に「25.04」またはそれ以前の年・月が印刷されている様式）を使用できます。
旧様式の記入方法については、旧様式用（平成25年4月1日改正前様式用）リーフレットをご覧ください。

2E、

主な変更点

旧様式の「２．定年、労働契約満了等によるもの」を、「２．定年によるもの」と「３．労働契約満了等によるもの」に分け、２の場合の選択項目を追加しました。

記入例

●60歳定年、65歳までの継続雇用制度あり　●本人は定年後も継続雇用を希望

就業規則に定める解雇又は退職事由に該当したため、継続雇用制度の対象とならず、定年による離職となった場合

斜体部分が追加になりました。該当する項目を選択してください。

事業主記入欄	離　職　理　由
○	2　定年によるもの 定年による離職（定年 60 歳） 定年後の継続雇用　を希望していた（以下のaからcまでのいずれか1つ選択してください） 　　を希望していなかった a　就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。以下同じ。）に該当したため（解雇事由又は退職事由と同一の事由として就業規則又は労使協定に定める「継続雇用しないことができる事由」に該当して離職した場合を含む。） b　平成25年3月31日以前に労使協定により定めた継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準に該当しなかったため c　その他（具体的理由：　基準非該当による離職の取扱い（61歳以降）

◆定年で離職した場合であって、本人が定年後の継続雇用を希望していなかった場合や、本人は定年後の継続雇用を希望していたが上記「離職理由」欄のａまたはｂに該当する場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」の「5．喪失原因」の欄には、「２」を記入してください。（「事業主の都合による離職以外の離職」になります）

◆定年後の継続雇用制度における契約期間満了で従業員が離職した場合の離職理由は、「３．労働契約満了等によるもの」になります。記入例を裏面に掲載していますので、ご参照の上、適切な記入をお願いします。

厚生労働省・ハローワーク

LL250228保02